

平成 30 年 12 月 28 日

各都道府県産婦人科医会 会員各位

公益社団法人 日本産婦人科医会
会長 木下勝之

妊婦加算の取扱に関する周知依頼について

謹啓 貴会におかれましては、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また日頃より本会事業の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。
既に報道を通じてご存知のことと思いますが、厚生労働省保健局医療課より、
各関連団体宛に「妊婦加算の取扱について」周知の依頼が参りました。

妊婦加算は、平成 30 年 12 月 31 日まで算定することが可能であるが、
平成 31 年 1 月 1 日から別に厚生労働大臣が定める日（現時点では定められ
ていない。）までは算定できないこととすること。となりました。

本会としては、今後も妊婦に負担にならないような仕組みを要望していく
事にしております。

謹白

保医発 1228 第 2 号
平成 30 年 12 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

妊婦加算の取扱いについて

本日、診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第432号）が告示され、平成31年1月1日より適用されることとなったところで
す。

改正の内容は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下
の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底をお願いいたします。

記

診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療
報酬点数表第 1 章区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 7（妊婦に対して初診
を行った場合に限る。）、注 10 及び注 11、区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料の注
5（妊婦に対して再診を行った場合に限る。）、注 15 及び注 16 並びに区分番号
A 0 0 2 に掲げる外来診療料の注 8（妊婦に対して再診を行った場合に限る。）、
注 10 及び注 11 に規定する加算については、平成 31 年 1 月 1 日から別に厚生労
働大臣が定める日（現時点では定められていない。）までは算定できないことと
すること。なお、当該加算の算定については、平成 30 年 12 月 31 日まで、なお
従前の例によること。

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 28 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

妊婦加算の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長、都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あてに通知しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
公益社団法人 日本産婦人科医会 御中
公益社団法人 日本産科婦人科学会 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
健康保険組合 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房給与厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局労災管理課 御中
労働基準局補償課 御中